

論 説

アメリカ動産債権担保法における
 ノーティス・ファイリング制度の初期実態
 ——ニューヨーク州ファクターズ・リーエン法の
 到達点の検証——

青 木 則 幸

- I 序論
- II ノーティス・ファイリング制度を採用する PPL§45の成立
 - 1. 沿革
 - 2. 1911年法の成立
 - 3. 1931年改正法による継続的一般リーエン構成の採用
 - 4. 場所的要件とその解消
- III PPL§45におけるノーティス・ファイリングの機能
 - 1. PPL§45によるファクターズ・リーエンの対抗関係の規律
 - 2. 登記前に現れた設定者の債権者との競合
 - 3. 爾後取得財産上のリーエンの優先基準時
 - 4. 処分授權による無効の規定
- IV 結語

I 序論

現在の米国動産担保法である UCC 第9編においては、動産担保権の対抗関係の規範は、ノーティス・ファイリング制度による公示を前提とした、ファースト・トゥ・ファイル・ルール (first-to-file rule) が原則である。⁽¹⁾

目的物が設定者の事業の流動財産、すなわち、棚卸資産や受取勘定債権である場合の担保権の対抗関係の規範は、次のように整理される。

担保権の設定は担保契約のみによって有効に行われうるが、原則として、与信公示書のファイリング登記によって、第三者にしても有効な「パーフェクト」な担保権になる。対抗関係の規律は、①担保権の競合の場合には、担保権をパーフェクトにする要件（対抗要件と呼ぶ）の時間的順序（U.C.C. §9-322 (a) (1)）、②担保権と設定者の一般債権者の優先関係は、担保権の対抗要件と、一般債権者がリーエン債権者（lien creditor）の地位を取得する時点（差押え時、倒産事件開始時を含む）との時間的順序（U.C.C. §9-317 (a) (2)）、③目的物の買主との関係は、原則、担保権の対抗要件と、善意有償取得者の出現時点との時間的順序によるとされている（U.C.C. §9-317 (b)）。さらに、目的物が棚卸資産である場合には、設定者の処分権限がない場合でも、事業の通常の過程の買主に対して担保権を切断する法理をあてている（U.C.C. §9-320 (a)）。

なお、目的物が流動財産である場合には、目的物に、担保契約の時点では、設定者に処分権限のなかった財産が含まれるのが通常である。このような財産について、無権利法理（*nemo dat theory*）を前提に、設定された担保権が目的物上に付着するのは、設定者が処分権限を取得した時点であるけれども、第三者に対する対抗力を取得するのは、対抗関係の優先基準は、ファイリング登記時とするという規範が採用されている。また、担保権である以上付従性はあるものの、担保契約までに発生しておらずその基礎に関する合意すらない被担保債権であっても、ファイリング登記から実行までに発生する担保権は被担保債権として有効だとする規範が採用されている。この両要素をもつ担保取引は、しばしば浮動担保（floating lien）と呼ばれる。そして、浮動担保を支える制度として、ノーティス・ファイ

(1) 多数の先行研究がある。筆者も、拙稿「アメリカ合衆国の動産・債権を中心とした担保法制に関する調査研究」別冊 NBL177号365頁（2021年）で検討を行った。先行研究については、紙幅の関係上、そちらでの引用に委ねたい。

リング制度が位置づけられる。すなわち、ファイリング登記が、目的物や被担保債権の具体的な特定を要素とする記載を要件とするのであれば、爾後取得財産や被担保債権である将来債権を特定できないところ、そのような要素を要求されない警告程度の公示に、優先関係の基準としての効力を付与する必要があるというのである。

このような「ノーティス・ファイリング」制度を、米国の動産担保制度に係る制定法ではじめて採用したのは、ニューヨーク州（以下NY州と呼ぶ）で、1911年に制定された人的財産法第45条（Personal Property Law§45、以下PPL§45と略称する）として規定された、いわゆるファクターズ・リーエン法⁽²⁾であった。

PPL§45によるファクターズ・リーエン法は、ファクターと呼ばれる担保権者SPのために、設定者Dによって設定された、商品上の担保権に関する規定である。その後、1963年に、UCC第9編の導入に伴い廃止されるまでに、4回の改正⁽³⁾を経ているものの、成立時から、Dが現実の占有を留め、（名義は別としても）実質的な処分を行う動産と、その処分によって発生するプロシーズとしての受取勘定債権を目的物としうる担保権として構想されている。

このようにみると、ファクターズ・リーエンが、在庫商品ないし受取勘定債権という爾後取得財産を目的物に含む担保制度であったことは明らかである。そうすると、ノーティス・ファイリング制度は、その創出期から、米国の現行法のような機能を担わせる制度として導入されたのであろうか。本稿の関心は、米国の動産債権担保法の歴史研究として、このようなノーティス・ファイリングの機能が、その創出期であるNY州法のフ

(2) N.Y. Sess. Laws 1911, ch. 326. わが国における先行研究として、大和田実「米国における担保法の形成（一）」法協95巻2号129頁（年）147頁以下、森田修『アメリカ倒産担保法』（商事法務・2005年）27頁以下等がある。

(3) N.Y. Sess. Laws 1931, ch. 766; N.Y. Sess. Laws 1935, ch. 690; N.Y. Sess. Laws 1943, ch. 635; N.Y. Sess. Laws 1954, ch. 594.

ァクターズ・リーエン法のものとも妥当するのかどうかである。

この点に疑問をもつに至った契機は、本研究に先行して行った、米法で長らく非占有型動産担保法の一般法としての地位を有していた動産モーゲージ制度の対抗関係の規律に関する研究である。⁽⁴⁾ 動産モーゲージでは、対抗関係の規律について、登記制度は導入していたものの、対抗要件制度と呼びうる制度は導入していなかった。また、動産モーゲージの法理の確立期までには、在庫商品など設定者に目的物の処分を許す非占有型担保制度を否定するに至っていた。このように、現行法とはあまりに違う制度であったが、米法は、ファクターズ・リーエンのためにノーティス・ファイリング制度を導入することになったときに、その対抗関係の規律を、一機に現代化しえたのか。

現在、わが国では、法制審議会担保法制部会によって、動産債権担保法の立法化が進められている。この立法では、対抗関係の規律についても、一部にUCC第9編などと同源の機能の導入が試みられているものの、多分に、譲渡担保に関する判例の影響を留める制度設計が採用される予定である。⁽⁵⁾ 米国はじめ、UCC第9編と制度設計を共有する改正法を採用した法域の論者は、わが国の改正立法の保守性に批判的である。⁽⁶⁾

しかし、わが国のように、実務で現実に用いられる伝統的な法制度を有

(4) 拙稿「19世紀の米国ニューヨーク州における非占有型動産モーゲージ権者と差押え債権者の競合に関する規範形成」早法96巻2号63頁(2021年)。

(5) https://www.moj.go.jp/shingil/housei02_003008.html

(6) 筆者は、JSPS 科研費(18KK0035)の助成を得た共同研究において、2023年1月に公表された法制審担保法制部会の中間試案について、米国を含む海外の研究者の意見を聞く国際シンポジウムに参加する機会を得た。中間試案に見られる、登記優先ルールなどについて一定の評価はあったものの、UCC第9編やUNCITRALモデル法等のモデルが示されている今日の改正でありながら、既存の判例の影響を強く受けた改正立法となる点について、批判が寄せられた。関連して、日本の実務家が、海外からのインタビューに向けては、UCC第9編型の導入に賛成しつつ、国内の審議会では、確立された判例の立場の維持を支持する傾向があるという二面性も話題となった。なお、シンポジウムの内容については、青木ほか編『動産債権担保法制の国際的位相』(成文堂・2024年)として刊行を予定している。

する法域において、そのあるべき進化は、0か100かといったものではないようにも思う。長い目でみた法制度の発展のためにどのような立法や解釈が必要なのかを考えるために、一定の成功モデルを示している米法が、どのように生成・展開されていったのかを分析しておく必要があるはずである。

II ノーティス・ファイリング制度を採用する PPL§45の成立

1. 沿革

(1) 判例法上のファクターズ・リーエン

NY州 PPL§45の立法の沿革は、19世紀以来 NY州（特にNY市マンハッタン区の4番街）に集中して拠点を有していたファクター（factor）⁽⁷⁾と呼ばれる業者（邦訳では問屋と呼ばれるが、関連文献では factor と commission merchant/house という用語の使いわけがみられる。以下本稿では、factor はファクターと呼ぶ。）が、繊維製品の委託販売業者（問屋）から、委託者（繊維製品の生産者）に対する与信を主軸とする金融業者へと変容していくなかで、商品を非占有担保にとる強いニーズをもつに至り、それを認めない第1段階にあった動産モーゲージにかわる優先弁債権（lien）の創設を求めてロビー活動を展開した成果であると理解されている。

ファクターの祖業である委託販売取引では、委託者（典型例は、ニューイングランド地方の紡績工場）が、NY市に倉庫を伴う拠点を構えるファク

(7) 4番街への集中のために、ファクターは“Fourth Avenue Houses”と呼ばれていたという。ファクターがNY市に集中していた理由は、ファクターが繊維製品の委託販売として貿易を行うことが多く、当時のNY市が貿易に適した環境であったこと、および、当時、すでにいくつかの格付機関が成長しつつあり、与信取引に活用できるメリットがあったのだとされる。See, Robert M. Zinman, *Dominion and the Factor's Lien: Does Section 45 of the New York Personal Property Law Abrogate the "Dominion Rule"?*, 30 *FORDHAM L.REV.* 59 (1961).

ターに委託販売（貿易等による買主への販売）を依頼して、商品をファクターに寄託し、倉庫に搬入する。ファクターは自己の名で買主に対して商品を販売し、買主から代金を受け取り、委託者に支払うが、商品所有権は取得しない。委託販売が完了すると、商品所有権は委託者から買主に直接移転する。

このような取引において、ファクターは、寄託された委託者所有の商品上に、（わが国の動産先取特権に類比する）委託販売手数料債権を被担保債権とする法定担保権を取得した。これが、PPL§45の沿革にあたる、判例法上のエクイティによるファクターズ・リーエンである。

この判例法上のファクターズ・リーエンの沿革は、英法に遡る。米国の議論で先例として紹介されているのは、[判例①] Kruger v. Wilcox 事件⁽⁸⁾判決である。

ファクターである Mico が、継続的に委託販売を引き受けてきた外国商人である Watkins から、本件ログウッド（染料の原木）の寄託を受けていた。その後、Watkins がイングランドを訪問し、Mico との間で、Watkins が自身でログウッドを売却する旨の合意がなされた。ログウッドは、Watkins からブローカーである Hudson を通じて、X (Kruger) に売却された。その際、Hudson は、Watkins に対して送り状 (bills of parcels) を交付するとともに、Watkins に対して受取勘定口座を開設した。その後、Mico が、継続的取引の結果発生していた多額の委託料報酬債権等の債権者として、債務者である Watkins の信用状態を疑い、X に対して、追って指図するまで購入代金の口座への支払いを控えるべき旨の通知を送付した。また、その後、破産した Watkins から受取勘定債権の譲受人 Y (Wilcox) と Mico の間で、X がすべての木材の引渡しを受けたうえで、受領権限があることが明らかになるべき者の利益のために購入代金を保持するべきである旨の合意がなさ

(8) Kruger v. Wilcox, Ambler 252, 27 Eng. Rep. 168 (Ch. 1755). See, Roscoe T. Steffen & Frederick S. Danziger, *The Rebirth of the Commercial Factor*, 36 COLUM. L. REV. 745, at 748 (1936); Zinman, *supra* note 6, at 65.

れた。その後、YがXに対して、購入代金の残額の支払いを求めたのに対し、Xが競合権利者確定手続を申し立てた。これが本件である。

大法官 Hardwicke 卿は、争点を次のように述べている。「問題 (question) は、本件において、Mico が、特定のリーエン (specific lien) を有しており、その結果として、本件物品の売却の結果発生した金銭からの満足を受ける点で優先権を有しているといえるかどうかである。2つの点が考慮されねばならない。第1に、ファクターは、海外商人によって彼に寄託された物品上にいかなるリーエンを取得するのか。そして、Mico は、本件においてそのリーエンを取得していたのか？第2に、取得していたのだとすると、Mico は、それを手放すような何らかのことをしたのかどうか？」。

第1点について、「4人の商人が、訴訟手続に関する彼らの検証の過程において (in their examination in the cause)、また、現在は当裁判所において、次のことに合意している。商人とファクターの間に継続的取引とその一般勘定口座 (general account) があり、残額がファクターに支払われるべき場合、その一般勘定口座の残額や、手数料、ないし、…関税その他の費用を担保するために、船舶、物品、およびその産出物を留保することができる。彼らは、この権利を、特定物上の権利と考えており、一般勘定口座の条件にしている。コモンロー上の動産侵害訴訟において、このことが、物品が金銭に変形している場合にも認められるかどうかは、私にはわからないし、先例も見当たらない。」しかし「私は、(エクイティ裁判所である) 当裁判所においては、物品の特定が維持されている限り (*remained in specie*) そのようにあるべきであると確信している。また、物品が金銭に転じた場合であっても然りであると確信している。」

第2点について、「Mico は、彼の権利をすでに手放している」として、次のように説示する。「すべての商人が同意するところによると、ファクターは受取勘定口座の残額のために、保持しうるが、しかし、もしその商人がやってきて、ファクターがその物品を彼に引渡した場合、彼が占有を手放したことにより、彼は特定のリーエンを手放すことになる」。そして、このような考えが不動産法の判例と一致するとする。また、本件では Mico が倉庫係に物品を Watkins が依頼したブローカーに引き渡すべき旨の指図をして

おり、これが Watkins への引渡しと同視しうるとする。そして、このような判断が、Mico が Witkin に目的物の所有者であるように見えることを許容し他の人々に対する信用を与えたという事実を踏まえた利益状況や、リーエンを秘匿された取引ではなく公知の取引に与えるべきであるというポリシーに照らして、正当化される旨を説示する。

同旨のファクターズ・リーエンは、NY州法では、1830年に「本人とファクターないし代理人に関する法の改正」と題されたセッション・ロー⁽⁹⁾によって、制定法化されている。リーエンに関する規定のみを引用すると次のような内容である。

§1 本法が施行されたあと、その名で商品が出荷される者は、その商品の受託者に、以下の目的で、商品上のリーエンを与える目的の範囲内では、その商品の真の所有者であるものとみなされる。

1. 受託者によって、その名で出荷がなされていたはずの者に対して、前貸しされた金銭、あるいは、交付された流通性証券のためのリーエン

2. その名で出荷がなされていたはずの者によって、受託者の使用のために、受領された金銭あるいは流通性証券のためのリーエン

§2 前条で規定されているリーエンは、受託者が、彼による与信ないし担保権取得以前に、あるいは、荷送人による与信された金銭の受領ないし担保権設定以前に、受託者が現実の所有者でも誠実取得者でもないということについて、船荷証券その他の方法によって通知を得ていない場合には、成立しない。

その後、NY州の制定法の編成の変更を経ても、同内容の規定が維持され、PPL§45成立時点では、Lien Law§132⁽¹⁰⁾として規定されていた。

(9) N.Y. Sess. Laws 1830, ch. 179.

(10) N.Y. Lien Law §132.

（２）ファクターの与信取引の変容

ファクターは、買主の信用不安に際しても委託者への代金の支払いを保証する旨の契約をすることが多かったが、やがて、⁽¹¹⁾寄託があるとすぐに一買主への売却前から一委託者に代金見込み額を支払う形で、委託者に対する融資事業を兼ねる者が増えた。判例は、寄託に伴う取引手数料として、このような融資債権を、ファクターズ・リーエンの被担保債権に含めることを認める傾向にあった。⁽¹²⁾

このようなファクターの事業に、変容が生じたとされるのは、20世紀初頭までに、ファクターが商品の寄託を受けて委託販売を行うことが困難となっていたことである。仲介販売を行う場合でも、委託者自身が所有する倉庫内に保管された商品の仲介販売を行うようになった。さらに、生産者が自ら商品を保管するのみならず、ファクターを仲介せず、買主に直接販売する取引も増大していった。このような取引像の変化に伴い、ファクターの中には、仲介販売から撤退し、生産者への融資を専業とするに至るものも増えていった。

ファクターの取引の変容は、ファクターが祖業である委託販売業から撤退を余儀なくされる取引構造の変化によって生じた。次のような経済情勢が指摘されている。(i) 生産者がNY市内に拠点を構え、貿易等により直接買主への販売を行う取引が増えた。(ii) 繊維製品の生産量が増大し、委託販売を行うにしても、ファクターが用意できる倉庫の許容量を超える委託販売をする必要が出てきた。(iii) 繊維製品の専門化が進み、商品の種類に応じた保管が必要となり、ファクターが自らそのような管理をすることが困難となった。⁽¹³⁾

(11) 買主が支払い不能に陥る場合に、委託者の買主に対する代金債権をファクターが保証する、支払保証代理人 (del credere agent) と呼ばれる。

(12) See, Milton P. Kupher, *Amicus Curiae, Utica Trust & Deposit Co. v. Decker*, 155 N.E. 665, *infra* note 14, at 16 (1927).

(13) See, Zinman, *supra* note 6, at 66; *Id.* at 17.

2. 1911年法の成立

(1) 1910年下院法案2261号の否決

PPL§45の成立に向けた立法動向は、成立前年である1910年に、NY州下院(Assembly)に法案2261号が提出されたことに始まる。同法案は、PPL§45第1項の末文の前までと基本的に同一文言であったとされる。⁽¹⁴⁾すなわち、判例法上のファクターに認められるリーエンを念頭に、その目的物がファクターの占有から離脱しても、それをもってリーエンが無効とならないという内容の規範であった。

この法案は、上院下院の両院で可決されたが、1910年6月25日に、NY州知事によって拒否され、廃案となった。知事は、拒否権発動の理由として、次のような意見書を付した。

提案されているリーエン法の修正は、近年成長してきているある層(class)の事業の保護を企図したものである。その事業においては、問屋ら(commission merchants)が、製造者ないし所有者自身、あるいは、所有者ないし委託者のために行動する委託販売業者が占有している(in charge of)物品の売却に関して前貸しをなしている。これらの取引では、その性質上、ファクターズ・リーエンにとって本質的要素である占有を維持することがしばしば困難である。

(14) See, Kupher, *supra* note 12, at 15-16. NY州下院法案のうち否決された法案は、Veto Jacket という形で New York State Library に保存されている。これは1905年に始まった記録方法であるとされるが、同図書館の火災のため、現在は、1905年と1921年以降の Bill Jacket と Veto Jacket が保存されているにとどまる。See, Ernest Henry Breuer, *Legislative Intent and E. tric Aids to Statutory Interpretation in New York*, 51 LAW LIB. J. 2, 6-7 (1953). 本研究との関係では深刻な損失であると言わざるを得ないが、Kupher 弁護士が、Utica Trust & Deposit Co. v. Decker, 244 N.Y. 340, 155 N.E. 665 (1927) 判決の法廷助言者(Amicus Curiae)として、焼失した記録の引用を含む意見書を提出しており、今日でも、同図書館に保存されている。一次資料に準ずるものとして重要である。なお、同意見書は、判例集等に掲載されていないが、同図書館に問い合わせたところ、PDFの提供を受けた。

しかし、本法案は、そのような事業を誠実に行っている者の急迫した事情に合致するよう起草されたものであるが、他方で、同法案は、不誠実な者の間での、シークレット・リーエンと詐欺的取引を助長することになる。

現実の占有の欠缺がある場合に制定法によってリーエンを認めることが、健全なポリシーたりうると思われるのは、リーエンおよび関連する当事者、財産、場所に関する適切で十分な情報が伴う、リーエンの通知が公官庁でのファイリングによって求められるべき場合である。⁽¹⁵⁾

（２）法案の提出と下院での議論

翌年、NY 商業協会（Merchant's Association）は、NY 商工会議所の要請により、下院の Alfred E. Smith 議員（後の NY 州知事）が、下院法案 542号を提出した。これが、両議会の可決、知事の承認を経て、PPL§45として成立、即日施行された。

下院での審議にあたり、Smith 議員は、その必要性を次のように説いている。

“議長、本法案は、今日の事業の最も重要な部門である、問屋の必要に答える目的で提案されたものであります。毎年何百万ドルにのぼる価値の商品を販売している、NY の大手の間屋（commission house）は、彼らの事業を主として次のような方法で行っております。：南部やニューイングランド地方の生産者が物品を生産しております。；生産者は、商品が与信売却される何日も前から、給料の支払いのために巨額の現金を必要としております。；そして、生産者が融資を受けることができるように、問屋は、商品を担保に生産者に融資をする（loan）合意を締結しています。この商品は、NY に輸送され、その荷送状は問屋に宛てられます。特定の場所（given locality）で物品を受領すると、問屋は、その価値を引き当てとする巨額の前貸し（advance）を行います。通常、商品の荷送状（invoice）の券面額の 2/3 ないし 3/4 程度の金額にのぼります。生産者に対するこの前貸しは、生産者

(15) *Id.* at 16.

がその事業を行うことを可能にしています。；そして、この前貸しなしでは、この国の生産者の大半はおそらくその事業を継続することができないかもしれません。このような実務がこれまで長く行われてきた範囲でも、また今日も継続され、あるいは、数年前まで行われてきたような範囲でも、問屋は、商品上のリーエンによる付保によって、自信を保護することを強く願ってきました。問屋は、この融資について、動産モーゲージによる担保をとることはできません。というのは、物品の各部分 (every piece) の受領時に、新たな動産モーゲージのファイル登記をすることを要求されることになってしまいうだろうからです。そして、(生産者の) 事業が危急時に陥ると (business exigencies) それもできなくなってしまいます。したがって、問屋は、事実上、商品の物理的な占有を主張してきました。事業の特化によって、大手の問屋はしばしば (frequently)、商品を担保に前貸しを行うだけでなく、たいてい (very often) 売却部隊 (selling force) を組織しています。そのような場合、生産者は単に物品を生産して値段をつけるだけで、問屋が物品を売却します。これらの商品を問屋は自身の占有のもとに置くように努力しています。；しかし、事業が拡大し、問屋がより多様な商品を取り扱うようになり、一軒の問屋が手袋とシルクと生花と綿と刺繍とその他の商品を扱うといった具合で、そのため、問屋がこれらの商品をすべて一つ屋根の下で保有し、その直接占有のもとにおくことが、しばしば不可能になってきてしまっています。不便だということ、また、異なる種類の取引が異なる場所で行われるからです。一手袋の事業が、シルクの事業とは全く異なる街で行われているといった具合です。問屋は、商品をその直接の支配と占有のもとに集中管理することが不可能だということに気づいています。そして、生産者が破産した場合、その債権者は、いくつかの重要な先例において、問屋が物品の直接かつ即時の支配を有していなかったことを理由に、有効なリーエンを有していないと主張しています⁽¹⁶⁾”。

以上のように、法案提出者が述べた立法趣旨は、目的物の占有状態にあった。ファクターズ・リーエンは、目的物の受寄者に認められるリーエン

(16) *Id.* at 18-19.

であるために、直接占有の欠如は、リーエンじたいの不成立を意味する。そのうえで、本法案の目的を次のように説明する。

“本法案の目的は、公示（*public notice*）をして物品の現実の占有に代替せしむることであります。法案の目的は、立法がなければ詐害的でないし取り消しうるものであったらうリーエンを創出することではありません。単に、保管場所と通知書のファイリングを物品の擬制占有の方式とすること⁽¹⁷⁾で、占有の必要性を除外することにあります”。

以上の説明に対して、なおも、次のような反対意見が述べられている。ひとつは、Hinman 議員による、目的物の具体的特定や場所的特定を記載要件としないファイリング登記は、動産モーゲージの実務における秘匿されたリーエン排除の方法との対比から、不当だとの反対意見である。そして、もう一つは、Adler 議員による、特定層のための改正は望ましくないという反対意見である。

“私は、後発の債権者らやリーエン権者らの権利が、適切に保護されているといえるかどうか、極めて深刻な疑問に疑念を抱いております。実際、一おそらくは昨年の法案よりはましであるにしても一本法案も、誠実でない人々が、秘匿された融資や詐欺的取引を容易になしうるような方途を広く開放したままである。たしかに、本法案は、物品の保存される場所でのサインの掲示とリーエン通知書のファイリング登記を要求している。しかし、そのリーエン通知書は、単に、リーエンの目的物となる商品の一般的な性質（*general character*）を記載することを求められるにとどまり、物品の特定は求められていない。このようなことは、動産モーゲージの場合に求められる実務から完全な乖離が生じているというしかありません。また、本法案には、目的物がどこに保管されるのかという点について特定する要件もみられません。リーエンの通知書ですら、物品の特定可能な記載や物品が保管される場所についての記載を求められていないのですから”⁽¹⁸⁾。

(17) *Id.* at 19–20. *See also*, Zinman, *supra* note 7, at 70.

(18) *Id.* at 21–22.

“本法案の件では、問屋 (commission merchants) として知られる特定の層の人々にのみ影響を与えるよう制度設計されています。彼らの産業が重要であることは確かでしょう。しかし、州の事業一般に影響をあたえるものではないのです。ひとつの層の人々のために、このリーエンあるいはリーエン法上のチャージの現在あるような性質を変更することは、利口とはいえない⁽¹⁹⁾と思います”。

これらの批判に対して、Smith 議員が次のような答弁をしている。

“オルバニーから来られた議員 (Hinman 議員) に対して、私が言えるのは、立法によって人々を誠実にすることはできないということです。(会場で笑いが生じたと記録されている。) …あなたは、この法案が、あら削りであるというかもしれない。法案に対してより力強いべきことがないときに、古い考え方からくる印象はそんなものです。しかし、結論を急いではいけない。…本法案を起草した人は、この州におけるリーエン法の代表的な著作の著者なのだというを申し添えたい。…本法案は、昨年、本院で可決され、上院でも可決された。…その際、異議の申し立てすらなかった。さらに、知事が導入すべきであると考えたセーフガードをも規定し、よりよいかたちになっている。私は、このかたちの規定であれば、知事が昨年⁽²⁰⁾に署名していたと確信を持っています”。

以上の議論のあと、投票が行われ、賛成97票対反対18票で、本案が可決され、その後、上院での可決を経て、知事の承認を受けたとされる。

(3) 1911年法の条文

1911年に可決された法案(以下、1911年法と呼ぶ)は、NY州 Personal Property Law §45 (以下、PPL §45と略称する)として規定された。⁽²¹⁾これが、

(19) *Id.* at 22.

(20) *Id.* at 23.

(21) N.Y. Sess. Laws 1911, ch. 326. PPL じたい、NY州 Consolidated Law の一部として編纂されているため、1909年の“Consolidated Law 第41章を構成する人的財

全米で最初に成立したファクターズ・リーエンに関する制定法にあたる。

PPL§45は、次のような規定内容であった。なお、下線は、筆者が加筆したものであり、後述の改正の箇所を示す（Ⅱ．3．（2））。

§45 融資ないし与信を担保するための商品ないしそのプロセス上のリーエンの通知

商品（merchandise）を担保になされた、あるいは、なされることになる融資（loans）ないし与信（advances）の弁済（repayment）と、当該取引の対価として提供される手数料その他の費用の支払いとを担保する目的で、合意により設定（created）される、商品ないしそのプロセス上のリーエンは、リーエン権者への引渡ししないしはリーエン権者側の占有の欠缺を理由としては、無効（void）にならず、債権者らないしその他の第三者に対するものとして無効（void as against creditors or otherwise）にもならず、また、詐欺を推定されもしない。そのような商品が、リーエン設定時に存在している場合と、その後に出現したり、その後リーエン設定者によって取得される場合とを問わない。ただし、商品ないしそのあらゆる部分が搬入され、維持され、保管される各建物ないし各場所のエントランスのはっきり見える場所（conspicuous place at the entrance）に、読みやすい英語（legible English）で、リーエン権者の名前、そのようなリーエン者のリーエン権者あるいはファクター（factor）ないし受託者（consignee）としての指定（designation）が記載された（printed）サインを掲げ、維持されていることを要する。さらに、以下の内容を記載する、リーエンの通知書がファイル登記されていることを要する：

1. リーエン権者の名前、および、本名でない場合には、リーエン権者が事業をする際の名称；州内でのリーエン権者の事業の主たる住所；リーエン権者がパートナーシップかアソシエーションである場合には、そのパートナーの名前、および、法人である場合には、組成の準拠法を有する州。

2. リーエンの設定者の名前、及び、リーエン権者が認識している範囲内で、商品における設定者の権利。

産に関する法”に新规定 §45を追加する旨の立法として、成立している。

3. リーエンに服する、あるいは、リーエンに服することになりうる商品の一般的な性質 (general character)、及び、当該リーエンを設定する合意の条件のもとで、融資ないし与信がなされうる期間。

そのような通知書は、リーエン権者ないしその代理人によって、そこに記載された事項が、リーエン権者の知る限りにおいて真実である旨を誓言されていなければならない。通知書は、リーエンに服する商品、ないしそのうちのいずれかの部分が、リーエン存続中のいずれかの時点において、存在し保管されるべき各タウンないしシティ (every town or city) において、リーエン法 §232所定の登記官 (officer) のもとで登記されねばならない。また、NY州内の、リーエン権者の本店ないし主たる事業所が所在するあるいはリーエン存続中のいずれかの時点において所在することになるタウンないしシティにおいても、同様の方法で登記されねばならない。登記官は、当該目的のために提出された通知書をファイルしなければならず、登記番号と受領の日時を裏書きしなければならない。また、登記官は、当該目的のために供された検索帳簿 (book) に、独立の欄を設け、“所有者” および“リーエン権者”の項目でファイルされている通知書に記載された当事者の名前、通知書の番号とファイルの日付、記載された商品の一般的な性質を書き込まねばならない。通知書に記載されている設定者の名前は、“所有者”の項目でアルファベット順で整理されねばならない。登記官は通知書のファイル登記に際して、要求があれば、ファイル登記をする人に対して、受領書を交付しなければならない。その受領書には、本条に従ってなされ、あるいはなされつつある登記 (entry) の要旨 (substance) を含んでいなければならない。登記官は、本規定に従ったサービスの対価として、リーエン法234条所定のレートによる手数料を受領する権利を有する。

通知は、合意をなした後、いつでもファイル登記されうる。そして、ファイリング登記の時点から、その後に生じる第三者の権利すべてに対して有効である。本条所定のリーエンの被担保債権の弁済その他の満足があった場合、リーエン権者ないしその代理人は、当該商品に利害関係をもつあらゆる第三者の請求がある場合に、当該弁済等について明示する証書を承認し署名しなければならない。リーエン通知書の登記を担当した登記官ないしその同

僚は、上記の弁済等に関する証書ないしその法定要件を満たす謄本を受領したときは、それをファイル登記し、リーエンの設定登記がなされた登記簿に“消滅 (discharged)” という文言を記入しなければならない。これにより、リーエンは消滅する。

そのようなリーエンを創出する合意が、リーエン権者に、そのリーエンに服する商品ないしその一部の一回ないし複数回の売却の結果生じた生じうる受取勘定債権上の権利ないしリーエン (right or lien) をも与えるべき場合には、当該権利ないしリーエンは、リーエン権者側の受取勘定債権の占有の欠缺を理由として、あるいは、将来の譲渡について引渡しはなされないことを理由としては、債権者その他の者に対するものとして無効 (void or ineffectual) にならない。ただし、当該受取勘定債務がリーエン債権者に対して弁済されるべき旨の証書 (bill)、送り状 (invoice)、供述書 (statement) ないし通知書 (notice) が、第三債務者に郵送、送付ないし交付 (deliver) されており、そのような書面の交付等がそこに指名されているリーエン権者に対する受取勘定債権の正式な譲渡 (a formal assignment) と同様の効果を生ずることを供述ないし示唆していることを要する。

以上のように、1911年法は、基本的に、リーエン権者の名前と住所、リーエン設定者の名前、目的物の一般的な性質 (general character)、設定者が認識している設定者の有する権利のみを記載内容とする通知書を、目的物の保管場所とリーエン権者の本店住所所在地のタウンないしシティの登記所にファイリング登記することを求めている。この規定は、のちの改正を経ても変更なく維持された。

なお、現行法の UCC 第9編のノーティス・ファイリング制度における記載内容は、①設定者の名称、②担保権者ないしその代理人の名称、③与信公示書によってカバーされる目的財産の記載のみである (§9-502 (a))。上記③は、担保契約書の記載と同様に、詳細の有無にかかわらず合理的な特定に足りる程度 (§9-108 (a)) で足りるとされる (§9-504 (1)) が、担保契約書よりも概括的な記載である「当該与信公示書がすべての資産ない

し人的財産をカバーする旨の記載」でも足りるとされている (§9-504 (2))。リーエン権者の名前や、設定者の認識する目的物上に有する権利の記載など、現行法に受け継がれていない要素もあったが、基本的な記載の程度がほぼ同じであることがみてとれる。

以上のような登記制度は、動産モーゲージ等、伝統的な担保制度で採用されてきた契約書の謄本をファイリング登記する制度（取引登記制度と呼ばれる）と対照的な、簡素な記載内容をもつファイリング登記であり、ノーティス・ファイリング登記にあたる。

上記の記載内容では、記載内容から具体的に目的物を特定するには足りない。そのことは、当時の議論でも認識されており保守層に懸念を抱かせていたことが、上述の下院の議論における Hinman 議員の発言から明らかである (II. 2. (2))。

3. 1931年改正法による継続的一般リーエン構成の採用

(1) 委託販売を伴わないファクターの問題意識

以上のように、1911年法は、コモンロー上認められてきたファクターズ・リーエンについて、リーエン権者が、その取引態様の変容現象の結果として、委託販売の受寄者が有するような占有を欠く場合であっても、所定の公示（明認方法の掲示と登記）があれば、秘匿された担保として無効とならない旨を規律するものである。

しかし、1911年法は、成立当初、その効力に信頼性が低いと考えられていたようである。1931年法の立法資料として Bill Jacket にファイルされている資料に、1931年改正法の趣旨に言及する、次のような実務家から立法者に対する意見書が残されている。

(1911年法の) 起草者らは、まちがいなく、同法の要件の遵守がファクターを保護するのに十分であると考えていた。しかし、文言がそのように読めないということから、コモンロー上の現実の占有というルールがなおも必要で

あるとの推論が成り立つ可能性がある。この結果、ファクタリング・ハウスの弁護士は、現実の占有が省略されても問題ないと積極的に断言することはできていない状況である。結果的に、ファクターらは、おしなべて、リーエン設定者に対し、その不動産を彼に賃貸すべきことを要求しており、不動産に管理人をおくことを義務付けられていると⁽²²⁾感じている。

同旨の記述は、同じく Bill Jacket にファイルされた Commercial Factors Corporation から Franklin D. Roosevelt 知事に宛てた手紙にもみられる（なお、署名はあるが記名の印字がなく、筆者には判別不能である）。

残念ながら、1911年法は、通知書のファイリング登記とサインの掲示によって、リーエンが有効になるとは規定していない。単に、リーエンが現実の占有の欠缺を理由としては無効にならないという、ネガティブな効果を規定するのみである。我々は、常に、弁護士から、次のようなアドバイスを受けてきた。この奇妙な規定ぶりのために、われわれは、通知書のファイリングやサインの掲示に加えて、（保管場所の）賃貸借の設定や、カストディアン⁽²³⁾の雇用といった方法で、商品の現実の占有を維持しなければならない。賃貸借やカストディアンには、追加的な公示の機能はない。単に、ファクターとそのクライアントに不必要な費用と⁽²³⁾いら立ちを課すものである。

このような議論の背景にあったのは、判例法上のファクターズ・リーエンに関する、占有離脱の問題のみを手当てする規律だと、実務が受け取ったためである。

じつは、担保権者の占有からの離脱の問題は、1911年法の成立前から、実務上の対策により、ある程度の解消をみていた。

(22) New York State Library Legislative Reference Section, 1931 Ch. 766, Bill Jacket, at 23. Commercial Investment Trust Incorporated Bankers の Vice President and Central Counsel であった P.W. Haberman 氏から、Counsel to the Governor であった Samuel I. Rosenman 氏に充てた手紙である。See also, Zinman, *supra* note 7, at 73.

(23) *Id.* at 7.

ファクターは、設定者から、設定者の倉庫を賃借し、ファクターの倉庫の「別館 (annex)」である旨の掲示を行うことにより、担保権者による占有要件を充足していたのである。

1911年法も、かような実務を前提に、目的物の保管場所に「ファクターの別館」というサインを掲示することを、公示方法の一つとして定めていた。この点で、1911年法は、このサインの掲示に加え同法所定のファイリング登記をすることで、賃貸借の節約という費用節約効果をもたらさずであったが、施行後もそのような方向への実務の動きは鈍かった。

背景には、1911年法施行前から存在した判例の展開があった。この点で著名な判例は、[判例②] Ryttenberg v. Schefer 事件判決 (1904年)⁽²⁴⁾ である。

設定者 (Raden & Co.) の倒産管財人 (Benjamin N. Cardozo 弁護士) が訴訟を提起。ファクター (Schefer, Schram & Co.) の手中にあった、在庫商品とそのプロシーズである受取勘定債権の取戻しを主張。設定者は、もともと、自身がファクターであったが、金融部門を Schefer に譲渡し、Schefer から与信を受けつつ、商品の買取と販売を行う業者になっていた。

SP は、D から、目的物となる動産の保管地を賃借する旨の合意を要求し、その建物のエントランスに「Shefer, Shram & Co. 別館」というサインを掲示していた。また、この取引では、SP は、SP に「寄託」されたとされる動産の66と2/3パーセントまでの与信と、D による売却に際しては75%までの与信を行うという約定がなされていた。さらに、支払保証代理人 (del credere factor) として、D の支払い能力の保証を行っていた。また、D の顧客に対する請求書は SP の名前で交付され、SP に対する送金が行われていた。

【判旨】判旨 (Holt 裁判官) は、SP が目的物の処分を行っていない事実をとりあげ、SP が目的物の占有を取得しておらず、ファクターズ・リーエン

(24) Ryttenberg v. Schefer, 131 F. 313 (1904). See, Steffen & Danziger, *supra* note 8, at 745.

を有していないものとした。

このように、判例上、ファクターが委託販売を行わない場合に、それでも、問屋に与えられる法定リーエンが成立するのかが不明確であり、結局、ファクターは、「問屋でなくても、目的物の占有を有する質権者である」との主張をなすために、占有離脱を排除するための賃貸借といった取引上の要素を維持する必要を感じていたのである。

（２）1931年改正法

そこで、1911年法によるリーエンが、判例法上の問屋のためのリーエンであると否をとわず、制定法上の要件を充たしたことで認められるリーエンである旨を明文規定することを求める声が高まった。

このような問題意識を受けて、NY州政府は、1931年に1911年法の一部を改正する⁽²⁵⁾。

まず、1911年法の下線部は、次のように修正されている。

なんらかの書面による、主債務者（principals）、委託者（consignor）、ないし、雇用者（employers）（以下、リーエン設定者と呼ぶ）との合意により、すべてのファクター（factors）、受託者（consignee）、問屋（commission merchant）は、委託ないし質入れのときから、すべての物品および商品上に、継続的な一般リーエン（a continuing general lien）を有する。擬制的な占有か、現実の占有か、あるいは、排他的な占有か、否かを問わない。また、当該物品ないし商品の売却その他の処分の結果として生じる受取勘定債権その他のプロセス上にも、継続的な一般リーエンを有する。これらのリーエンの被担保債権は、リーエン設定者に対するあるいはその勘定でなされる融資債権とその利息債権の全部であり、加えて、設定者に対して適正に請求できまた取り立てることのできる手数料（commissions）、費用（charges）

(25) N.Y. Sess. Laws 1931, ch. 766.

ないし経費 (expenses) を含む。また、それらの融資、利息、手数料、費用、および経費のためにファクターらに送付され受領された手形その他の債務証券の勘定から生じる金額についても同様である。

また、ファクターの定義について、次のような規定を追加する。

“ファクター” (factor or factors) という用語は、本条のいずれの規定においても、あらゆる、受託者 (consignee or consignees)、質権者 (pledgee or pledgees)、寄託された物品につき融資を行う者、それらに質権の設定を受ける者をも含む。そのような受託者ないし質権者が、物品を売却するために雇われた者ないしその権利の承継人であるかどうかを問わない。

さらに、コモンロー上のファクターズ・リーエンとの関係について、次のような明文規定を追加する。

本条のいずれの規定も、判例法上のファクターのリーエンを廃止するものとして解釈されてはならない。

4. 場所的要件とその解消

(1) 動産上のリーエンに関する場所的要件の緩和

1911年法以来、PPL§45は、登記されるべき通知書の記載内容に、目的物の所在場所についての記載を求めている。しかし、同法は、PPL§45によるリーエンの有効性要件として、登記とともに、目的物の所在場所となる建物のエントランスに目立つようにリーエン権者の名前を記すサインの掲示を求めてきた。

それでは、PPL§45の要件を充足する担保権の目的物の一部が、そのサインが掲示された建物に保管されていない場合に、担保権の効力はどのように解されるのか。

この問題について、1931年改正法の適用のもとで、裁判所の判断が示された。[判例③] Irving Trust Co. v. Commercial Factors Corp. 事件判決⁽²⁶⁾（以下、③ Irving-CFC 事件と呼ぶ）である。

本件では、SP（ファクター）とDの間で、§45の要件を充たす担保契約が存在し、登記とともに、D所有の建物にSPの名称を記載した適切なサインが掲示されていた。Dは、当時「コンバーター」と呼ばれていた業者であって、コットンやシルクの原材料を買い取り、製品化して、完成品を売却する事業を行っていたが、製品化の作業を専門業者に外注していた。そのため、Dが買い取った原料の一部が、供給者から、直接、染色業者に引き渡されていた。

【判旨】判旨（Swan 第2巡回区裁判官）は、次のように述べて、染色業者が占有するD所有の動産について、SPが主張したPPL§45に基づくリーエンの成立を否定した。「紡績工場から染色業者に直送された物品については、ファクターは§45に基づくリーエンを取得することができない。これらの物品については、制定法上の要件が遵守されていないからである。

しかし、判旨は、次のように説示して、これらの目的物について、担保権の成立を認めるべきであるとする。「ファクタリング契約から、当事者はリーエンがそのような物品をもカバーすることを意図していたことが明らかである。第11パラグラフは、Dにより、あるいは、Dの代理で、また、Dの勘定で、“染色業者のところであると、仕上げ業者のところであると、販売所であると、倉庫であると、その他のところであるとを問わず”、ファクターに寄託されたすべての物品上にジェネラル・リーエンの設定を認めているのである。本件で、紡績所から染色業者に直送された物品の場合、Dの実務は“未加工の布（process sheet）”の送付にあたる。このことが意味するのは、物品がファクターに寄託され、寄託財産に“とどまっている”ということである。当裁判所は、ファクターに染色業者の手中にある物品上のリーエンを与えるという当事者の意図が、効力を与えられるべきではない理由を

(26) *Irving Trust v. Commercial Factors Corp.*, 58 F.2d 670 (S.D.N.Y. 1932), *reversed and remanded for entry of modified decree*, 68 F.2d 864 (2d Cir. 1934).

見出せない」。

ただし、その担保権は、PPL§45によるリーエンではなく、判例法上のプレッジであるとし、次のように説示する。「有効なプレッジを設定するために占有の移転を要求するルールの主たる理由は、設定者による占有を阻止し、もって設定者に誤った信用を与えることを阻止することである。この事情は、質物が質権設定者の占有ではなく、第三者の占有に置かれている場合には、妥当しない。それゆえ、判例により、そのような場合に当たる財産は、質入れの事実の通知が占有者に与えられていれば、占有ないし支配の移転を伴わず質権を設定されうる」。「本件の事案では、受寄者 (bailee) への引渡しに際して、その動産を第三者 (ファクター) の勘定で保有すべき旨の指示が与えられている。先例によれば…そのような預入 (deposit) によって、その者のために物品が保有される者に質権を認めうる。また、預り主 (depository) は、彼のための受寄者 (bailee) となる」。「それゆえ、当裁判所は、ファクターは紡績工場からファクターのための受寄者たる染色業者に直送された物品上に有効なリーエンを有していたものと判断する」。

(2) 受取勘定債権の非通知型真正譲渡への適用除外

それでは、ファクターズ・リーエンの目的物たる商品が売却された場合のプロシーズにあたる受取勘定債権上のリーエンと、商品の保管場所に掲示されるサインの関係はどのように解されていたのか。

まず、1911年法が成立する前から、ファクターは、目的物たる商品のプロシーズとしての受取勘定債権を、その引当て財産として重視していた。判例法によるファクターズ・リーエンについて、(典型的事案である) 問屋として委託販売を行うファクターが目的物たる動産を占有している場合でも、それだけで受取勘定債権上に有効なリーエンを取得しているとは考えておらず、受取勘定債権上のリーエンについても、ファクターによる占有を確保する取引慣行が行われていた。すなわち、受取勘定債権の第三債務

者に対する請求（invoice）をファクターの名義で行い、また、ファクターへの送金を求めるという手法である。

前掲の1911年法の条文のうち、最終段落は、受取勘定債権に関する占有の欠缺が、ファクターズ・リーエンを詐欺により無効にしない旨が規定されていたが、この規定での占有も、上記のような占有を前提としている。この意味では、当初から、受取勘定債権上のリーエンは、目的物たる商品の所在地と直接的に結び付けられてきたわけではなかった。

もともと、1911年法は、受取勘定債権の譲受人がファクターであることを前提としているところ、そのファクターはプロシーズの元物である商品について、サインの掲示を伴う公示方法を求められていた。

上述のように、1931年改正法は、ファクターの定義を拡大し、処分の有無を問わず該当することを明文規定したが、このことが、一定の業種の債権担保権者に懸念を抱かせたという指摘がある。⁽²⁷⁾ 当時、ファクターとは別に、受取勘定債権の真正売買を行うファイナンス・カンパニーの取引類型が確立されていた。かようなファイナンス・カンパニーは、ファクターとは異なり、第三債務者に譲受人を通知しない、非通知型の債権譲渡を行うことが通常であった。また、真正売買といっても、第三債務者の不払いに際し譲渡人に補填を求める特約があることも多く、担保だと構成される可能性も少なくなかった。このような、ファイナンス・カンパニーであっても、1931年改正法の定義によれば、受取勘定債権の受寄者ないし担保権者であると解される場合には、「ファクター」に該当することになる。そこで、ファイナンス・カンパニーの働きかけにより、1931年法は、次のような規定を置いている。⁽²⁸⁾

正式な譲渡がなされる場合、それ自体により、譲受人に、譲渡された受取

(27) See, Zinman, *supra* note 7, at 74-75.

(28) N.Y. Sess. Laws 1931, ch. 766. 第4段落として追加されている。

勘定債権およびそのプロシーズの権利ないしそれらにリーエンを与え、譲渡人の債権者らのすべての請求権に対するものとして有効である。その場合、当該受取勘定債権がリーエン権者ないし譲受人に支払われるべき旨の請求書などの通知 (bill, invoice, statement, or notice) が、第三債務者に送付された (mailed, sent, or delivered) か否かを問わない。

上述のように、1931年改正法は、「ファクター」の定義を拡張している。商品についてリーエンを取得している者（それゆえ、商品について、同法所定の公示方法を具備している者）でなくても、受取勘定債権上にリーエンを取得できるのであり、その者は、(判例法上認められている非通知の方法であっても) 債権譲渡の方法のみによって有効にリーエンを取得できるということになる。

(3) 1954年改正法による場所的公示の削除

「サインの掲示」という要件は、最後の改正である1954年改正法⁽²⁹⁾により、ファクターズ・リーエンの公示方法から外された。

同法は、字句の修正（被担保債権について「advances」等に加え「obligations, indebtedness」という表記を併記する内容の修正であった）のほかは、サインの掲示を要求する文言を削除しただけである。

改正前にも、目的物たる商品である動産の所在場所に関する記載は、通知書の登記上では要求されていなかった。目的物の所在場所にあたる建物上に目立つように掲示することが求められたファクターの名称を示すサインは、目的物の所在場所に関する唯一の公示であった。

この改正により、目的物の所在場所は、PPL§45の要件から排除されたといえる。

(29) N.Y. Sess. Laws 1954, ch. 594.

Ⅲ PPL§45におけるノーティス・ファイリングの機能

1. PPL§45によるファクターズ・リーエンの対抗関係の規律

それでは、PPL§45による、目的物を具体的に特定しうる記載や被担保債権の記載を要件としない簡素な通知書のファイリング登記という「ノーティス・ファイリング」制度は、同法によるファクターズ・リーエンの対抗関係に適用される場合に、いかなる機能を与えられていたのか。最初に、PPL§45の対抗関係の規律の制度設定ないし制度的枠組みを概観しておこう。

（1）動産上のリーエンの対抗関係の優先関係規範

まず、ノーティス・ファイリングは、限定的ではあるが、PPL§45によるリーエンの対抗関係の優先関係規範（の一端を担う制度）としての機能を帯びていた。

一見したところ、PPL§45には、対抗関係の規範が規定されていないように見える。1911年法は、基本的に、サインの掲示と通知書の登記があれば、目的物の占有の欠缺があっても、ファクターズ・リーエンが、無効にならないことを規律するだけである。1931年改正法も、同様の公示方法を備えればPPL§45による制定法上のリーエンが成立する旨を規律することに主眼がある。これは、1954年法によって掲示要件が削除されても、同じであった。他の担保権や、リーエン債権者、買主との競合が生じた場合に、掲示や登記がどのような優劣基準を提供するのかについて、明文規定は存在しない。

しかし、PPL§45によるファクターズ・リーエンの対抗関係の規律について、基本的な態度は、条文上にも示されていたと見ることができる。それは、1911年法における掲示および登記の効力の規範である。

上述のように、1911年法では、揭示と登記のあるリーエンが、担保権者の占有の欠缺にかかわらず、無効にならないという効果について、「債権者でないしその他の第三者に対するものとして無効にもならず、また、詐欺を推定されもしない」という規定になっていた。この（無権利法理で唯一の物権変動であるはずの先行する担保目的の譲渡について）詐欺の推定によって、（反証がない限り）当事者間で有効に生じている担保権の設定が相対的に無効となるという規範が、19世紀を通じて展開されてきた動産モーゲージの対抗関係の規範の理論的基礎なのである。⁽³⁰⁾

実際、判例においても、⁽³¹⁾ PPL§45によるファクターズ・リーエンの対抗関係の規範は、動産上のリーエンの競合については、動産モーゲージを典型として形成されてきた対抗関係の規範と同一の規範に照らして処理されてきた。このような基本的な態度は、1931年改正法によって、詐欺の推定や相対的無効がないという文言が削られたのちも、同じであった。

このような動産上のリーエンの対抗関係の規律において、通知書のファイリング登記は、揭示を伴う場合に、2つの機能を与えられていた。まず、秘匿されたリーエンは、詐欺にあたり、善意有償取得者およびリーエン債権者との関係で相対的に無効となるどころ、適時の登記がこの意味での詐欺性を解消し担保契約の効力を保全する機能を担っていた。そして、これが、悪意者排除説による対抗要件に一脈通じる、対抗関係の規律を構成していたのである。

もっとも、判例の中には、いくつかの点で、それまでの動産モーゲージないし債権譲渡における規範を塗り替える要素を帯びた規範を判示するものが現れ、それを踏まえた議論がみられる（Ⅲ．2．以下で後述）。

(30) 拙稿・前掲注（4）参照。

(31) ファクターズ・リーエンの対抗関係の規律が問題となった判例は、基本的に、設定者の倒産における管財人との競合の事案である。背景には、ファクターズ・リーエンが、基本的に、動産の受託販売者をモデルに、占有の欠缺や設定者への処分授權を伴う取引であり、担保権者による目的物の管理・支配が強い取引類型であったことが指摘されている。See, Steffen & Danziger, *supra* note 8, at 758-59.

（２）債権上のリーエンの対抗関係の規範（消極）

また、PPL§45によるファクターズ・リーエンが、在庫商品のプロセスとしての受取勘定債権に及ぶことは、1911年法以来の規律であるが、1931年改正法以降、受取勘定債権上の対抗関係の規律については、債権譲渡一般について展開されていた規律を包摂することで対応しており、PPL §45にはそれを修正する規律は規定されていなかった。すなわち、（第三債務者に対する）通知型であっても非通知型であっても、公示の先後を基準とせず、合意の先後を基準とする規律であった。いわば、債権譲渡に関しては、無権利法理を貫く立場であったのである。⁽³²⁾

このような受取勘定債権のリーエンについて、通知書のファイリング登記は、少なくとも対抗関係の優先規範としての機能は与えられていなかったというしかない。

（３）対抗関係の規範と区別される法律上の詐欺の規範

さらに、動産上のリーエンと、受取勘定債権上のリーエンとを問わず、上記の「詐欺」による「相対的無効」の法理は、別流の判例法により、当事者間では有効な担保権の設定を無効とする規範として働くおそれがあった。それは、設定者に処分授權を行う非占有型担保権を「法律上の詐欺」とする法理である。沿革的には、とりわけ動産上の担保権について、設定者への処分授權が、非占有担保権としての性質などと並び、同源の「詐欺」にあたりうるファクターだと考えられていたが、やがて、登記の有無にかかわらず、それゆえ、秘匿とは言えない場合であっても、処分授權をもって詐欺による相対的無効を（正式事実審による陪審の評決を経ずに）認定できるとする規範を形成するようになっていた。

債権譲渡に同じ法理が適用されるかは、長らく不明であったが、1911年法が成立したあとの、1925年に、著名な後掲（Ⅲ．４．（１））の [判例④]

(32) この点に関する当時の NY 州法に関する先行研究に、角紀代恵『受取勘定債権担保金融の生成と発展』（有斐閣・2008年）9頁以下がある。

Benedict v. Ratner 事件判決（以下、⁽³³⁾④ Benedict 事件と呼ぶ）が出て、従来とは異なる説明を前提に、債権譲渡ないし担保目的の債権譲渡にも、譲渡人に対する処分授權がある場合に、法律上の詐欺を認定しうる規範を提供したのである。

（４）被担保債権の特定

ところで、上述のように、現行法のノーティス・ファイリングの機能としては、被担保債権の特定を要件としない点についても、有用性が認められるとされる。この点、PPL§45のファクターズ・リーエンの機能はどのように整理されるのか。

この点について、目立った判例の展開はない。もっとも、後に、現行法である UCC 第 9 編の初期草案が成立した後に、その起草者であった Grant Gilmore 教授は、次のような分析をしている。

借主の棚卸資産によって、および、おそらくは受取勘定債権によっても、担保されたターム・ローンで、貸主が借主の業務に何らコントロールを及ぼさない取引は…実現可能であったのだろうか？（我々は、さしあたり、④ Benedict 事件判決が PPL§45 のリーエンに適用されないものと、仮定してよいだろう。）…(中略)… §45 は、新たな対価について何ら規定しない。それゆえ、ファクターズ・リーエンは、どんな種類ないしすべての種類の債権をも被担保債権となしうる。制定法の明示の文言を読む限り、かようなターム・ローン取引 (arrangement) が §45 による有効なリーエンであり得なかったという理由はない。しかしながら、§45 が浮動担保を有効にしていたという結論は、自信をもって提唱するというわけにはいかないものである。制

(33) Benedict v. Ratner, 268 U.S. 353 (1925).

(34) Gilmore は、Zinman 論文の結論に対して、批判的である。See, 1 GRANT GILMORE, SECURITY INTERESTS IN PERSONAL PROPERTY, at 138 note 7 (1965). もっとも、Gilmore が検討対象としているのは、Zinman が対象とした NY 州法ではなく、NY 州法と同旨の制定法が展開された時期（1950年代）における全米の判例である。

定法は、とりわけ長期間存在する場合、生の文言をはるかに超える、たくさんの要素（deal）によって構成されている。…著名な §45 のバックグラウンド、同法のもとで行われてきた種類の金融取引、同法を解釈した判例—制定法の性格（personality）を決するこれらいずれの要素においても、棚卸資産、受取勘定債権、あるいはその両方を目的物とする浮動担保によって担保されたタームローンというアイデアに、なんらの支持も与えていないのである⁽³⁵⁾。

以上のように、理論的には、取引開始前に、SP が担保合意を締結し、揭示と通知書のファイリング登記をすれば、その後の合意によって行われる与信により生じる債権も被担保債権となると解することは可能であった。しかし、実際にそのような取引が展開されたとは言い難く、それゆえ、そのような取引における対抗関係の規律において、ファイリング登記がどのような役割を果たすのかは、不明であった。

（５）本章の課題

以下、本章では、伝統的な対抗関係の規律との関係で、注目すべき議論を取り上げる。なお、取り上げる規範ごとに、沿革上前提となる規範も異なる。そこで、以下では、議論ごとに、前提状況との比較を行い、PPL §45 の規律の新しさを抽出するよう試みたい。

２．登記前に現れた設定者の債権者との競合

（１）前提

UCC 第 9 編による現行法とは異なり、動産モーゲージの対抗関係の規律は、対抗要件具備の先後を基礎に優劣関係を決する制度にはなっていない。先行する担保権の公示が、その詐害性による相対的無効（＝設定者の債権者及び善意有償取得者に対する無効）を免れる要件の一種と考えられていたためである。それゆえ、適時に登記をしていない担保権は登記を

(35) *Id.* at 138.

しても無効であるとの考え方を基礎に、設定後 1 週間程度とされた適切な期間を経過した後に登記がなされた場合、登記前に生じていた債権者（担保権設定前に出現していた設定者の債権者を含む）及び善意有償取得者には、登記後も対抗できないとの規範が採用されていた。⁽³⁶⁾

（２）ファクターズ・リーエンの判例

この点で、興味深い判例は、[判例⑤] In re Commet Textile Co. 事件⁽³⁷⁾ 判決である。

1934年10月22日、SP（ファクター）が、D（手袋製造業者）との間で、「Dは、すべての売却によるプロシーズ、受取勘定債権、Dの不動産上の現物および将来取得するすべての物品上に、継続的な包括リーエン（continuing general lien）を設定し、そのリーエンは現在および将来に行われる与信の担保として設定されるものである」旨の担保契約を締結した。Dの不動産のエントランスに適切なサインが掲示され、リーエンの通知書が1934年11月10日に適切な登記所で登記された。1935年2月12日、SPは、Dの信用危機を認識し、Dがその不動産上に有するすべての物品を没収し、Dの不動産から持ち去り処分したがSPの与信額に比して余剰は出なかった。1935年3月4日、Dに倒産手続開始の申立てがなされた。

倒産手続において、SPは、Dの管財人が回収した受取勘定債権のプロシーズの支払いを主張し、逆に、管財人はSPによる処分が、否認されるべき偏頗行為（voidable preference）にあたるとして、物品のプロシーズの支払いを主張した。破産審理人（referee in bankruptcy）は、上記担保契約の対抗力を認め、SPの主張を容れた。管財人が裁判官による再審理を求めたのが本件である。

(36) 拙稿・前掲注（４）108頁以下参照。

(37) *In re Commet Textile Co.*, 15 F.Supp. 963 (D.C.N.Y. 1936), *aff'd* 91 F.2d 1008 (2d Cir. 1937). *See*, Communication and Study relating to Assignments of Accounts Receivable, Report of the Law Review Commission, at 154 note 456 (1946) [hereinafter *Report*].

【判旨】 管財人は、「担保契約が締結されその通知書が登記された時点ですでにかんがりの債権を有する債権者らが出現しておりその債権者らがDの破産時点で破産債権者となっている」という事実を捉え、「これらの債権者に対しては、リーエンは無効である。というのは、ファクターズ・リーエン法は、‘通知書はその登記の時点から爾後に発生する商品についてのすべての債権者らの請求権に対するものとして有効になる’と規定している。ここから推論されるのは、通知書が登記される前に出現していた債権者らに対しては有効ではないということである」と主張した。

判旨（Patterson 地区裁判所裁判官）は、次のように説示して、この主張を斥けた。「仮に、効果がそのようなものであるとすれば、本法はリーエン権者に対してわずかな保護しか与えないものである。リーエン権者は、担保契約が締結され通知書が登記される時点で設定者に対して生じている債権との関係で、危険を覚悟のうえで行動することを余儀なくされる。しかし、本法は、オペレーションをそのように制限してはいない。通知書は‘爾後に発生する商品についてのすべての債権者らの請求権に対するものとして’作用するという規定では、設定者による契約の後の債権者らの一般債権に対してと書かれているのではなく、その後差押えなどによって商品上にリーエンを取得する債権者らの債権に対してである旨が規定されている。対立概念は、制定法上のリーエンは、通知書の登記前に、差押えなどによって、商品上の債権をパーフェクトにした債権者らに対しては有効ではないということである。このことが意味するのは、リーエンは、通知に先立つ債権の債権者らに対して有効であり、例外は、そのような債権が通知書の登記の前に商品上に付着しているリーエンにされているような場合のみである」。

現行法を前提にすると、管財人Tの主張は、無茶に思われるかもしれない。しかし、上述のNY州の動産モーゲージの法理に照らせば、担保契約書の合意から18日後の登記は、時期に後れた登記であると認定される可能性⁽³⁸⁾がある。そうであれば、担保権の設定後登記前に発生した債権だけ

(38) 合意後、何日を過ぎると、時期に後れたといえるのかは、長年判例に委ねられていたが、1960年の改正により、10日間とする明文規定が置かれた（Lien Law§230）。

でなく、担保権の設定前に生じた債権との関係でも、リーエン債権者の地位取得（差押え・倒産手続開始）の時期を問わず、また、担保権についての登記がなされた後であっても、リーエン債権者が優先するというのが、19世紀後半までに確立された NY 州の判例法であった。⁽³⁹⁾

それに対して、本判決は、PPL§45の通知書のファイリング登記の効果が、動産モーゲージのファイリング登記とは異なり、「すべての債権者らの請求権に対⁽⁴⁰⁾して有効とされていることを根拠に、担保契約後の登記とリーエン債権者の地位取得とを基準とする先後関係で決せられるとの立場をとった。

これは、「リーエン権者は、担保契約が締結され通知書が登記される時点で設定者に対して生じている債権との関係で、危険を覚悟のうえで行動することを余儀なくされる」という事態を、問題視し、動産モーゲージにおける対抗関係の規範を修正する解釈を行ったものとして、新たな展開を示す先例である。

3. 爾後取得財産上のリーエンの優先基準時

ファクターズ・リーエン法は、19世紀の動産モーゲージ法の確立後、はじめて、設定者が在庫商品として担保権設定後に取得し供給者から引渡しを受ける動産を目的物とすることを認める規律を含む制定法であった。このことから、爾後取得財産上の担保権の対抗力が、判例で争われるようになる。

わが国の集合物論を思い起こされる命題であるが、NY州法においては、在庫商品上のモーゲージの事案で、この問題が明確化されてきたわけではない。在庫商品を目的物とする場合、爾後取得財産条項は処分授權と併用して目的物を流動財産とするところ、処分授權のある動産モーゲージ

(39) 拙稿・前掲注(4)108頁以下参照。

(40) このルール自体は、前掲③ Irving-CFC 事件判決でも示唆されている。See, Report, *supra* note 37, at 505.

は、法律上の詐欺とみなされてきたからである⁽⁴¹⁾（Ⅲ． 1．（3）及びⅢ． 4．参照）。

この点で、PPL§45に関して、判例が、爾後取得財産上のリーエンの対抗関係の規範をどのように運用していたのかは、重要な問題である。

（1）前提

（a）爾後取得財産上の動産モーゲージ

ところで、上述のように、動産モーゲージは、在庫商品のような設定者の処分を伴う流動動産の一部としての爾後取得財産については、先例となりえなかったけれども、爾後取得財産上の動産モーゲージに関する対抗関係の規範を示す先例がないというわけではなかった。処分授權を伴わない動産モーゲージにおいて、爾後取得財産を目的物とすることは、妨げられないものと考えられてきたからである。

英米法では、エクイティ上の財産権の概念が共有されており、米法においても、爾後取得財産権上の動産モーゲージは、（設定者に処分権限のない設定行為の効力は、無権利法理（*nemo dat theory*）によりコモンロー上の権利としては認められないものの、エクイティ上の担保権として承認されていた。

エクイティ上の担保権の優先関係の規範も、基本的な考え方は、（設定時に設定者に処分権限がある）コモンロー上の担保権と同じである。

ただ、問題とされたのは、このような爾後取得財産上の担保権に、特有の秘匿された担保の要素があり詐欺とすべき余地があるといえるのかどうかであった。この点で問題とされてきたのが、爾後取得財産上の担保権についてあらかじめ公示が施されている場合であっても、設定者が当該目的物の処分をなし得る状態になったあとに、追加的な公示（引渡しなしし登記）を要するのか、それとも、設定者が目的物を取得することによって自動的に（*automatically*）既に公示のなされたモーゲージの効力が、爾後取

(41) See, 1 GILMORE, *supra* note 34, at 32.

得財産上に付着するのか、という点であった。

NY 州法でこの点の判例法を形成したのは、次の 2 判例であるとされる。⁽⁴²⁾ まず、[判例⑥] Kribbs v. Alford 事件判決⁽⁴³⁾である。

1880年5月15日、Johnson が、Argue のために、Johnson の所有地から石油・ガスを採掘する権利（判例上、「便宜的に借地権 (lease) と呼ぶ」と叙述されているが、今日第3次リステイトメントにより人役権 (servitude in gross) の概念により説明されている制限物権にあたる) を設定した。設定契約では、① Johnson が本件土地の占有を留めること、② Argue が本件土地上に持ち込む採掘機材について、Johnson が公正価格での買取りを拒絶する場合に、引き揚げる権利を認めていた。その後、この設定契約に基づき、Johnson が機材を持ち込み本件土地上に設置した。なお、同契約には、設置の態様にかかわらず、機材が動産としての性質を留める旨の合意が存在した。Argue が本件「借地権」を Albert Garrett および Adam Prentice に譲渡し、さらに、Adam Prentice が、\$ 950.50 の債務の担保として、X のために、本件「借地権」の持分権と「本件土地上にすでに設置されている石油井戸及び機材、および、今後 Prentice によって設置される石油井戸及び機材」を目的物とするモーゲージを設定した。このモーゲージは、1881年1月10日、登記された。1882年8月24日、Garrett と Prentice は本件「借地権」に関するすべての権利を Y に譲渡した。

これにより、X が保有するモーゲージの目的物の一部であった、本件土地上に将来設置される石油井戸及び機材について、Prentice (P0) が、X (P1) モーゲージを設定し登記を経たあと、Y (P2) に売却されるという対抗関係が生じていたことになる。X のモーゲージの司法手続上の実行⁽⁴⁴⁾に際して、Y が善意有償取得者であるとして、モーゲージが付着していない旨を主張した。

【判旨】判旨 (Parker 裁判官) は、先例を引き、爾後取得財産上にもエクイ

(42) See, *Id.* at 37. また、角・前掲注 (32) 56頁参照。

(43) *Kribbs v. Alford*, 24 N.E. 811 (N.Y. 1890). 角・前掲注 (32) 63頁参照。

(44) 米法における司法手続上の実行は、訴訟を経る実行手続を意味する。

ティ上のリーエンの設定が認められることを確認したあと、「モーゲージ設定者及びその譲受人とモーゲージ権者の間では、動産モーゲージは、その日より後に、モーゲージ設定者により購入され不動産上に設置される動産についてエクイティ上のリーエンを生じさせる働きをする」と説示する。そのうえで、Yが本件「借地権」を譲り受けるに際し、「譲受人Yは、Yによって不動産上に設置される機材がモーゲージの条項に服す」ることについて、合意をしていないばかりか、「モーゲージの存在について知りもしていなかった」と認定する。しかし、「Yの本件「借地権」の譲受は、土地と共に移転する約款（the covenants running with the land）上の義務を履行する義務を負わせる」ものであり、その義務について善意であると否とを問わないと説示する。その理由として「Yはモーゲージの存在について、擬制的通知を得ていた」からであるとする。

以上の説示は、結果的に、爾後取得財産上の動産モーゲージについて、設定者の地位を承継したYによる動産の取得と設置の後に追加的な公示を求めず、モーゲージの登記を基準とする対抗力を爾後取得財産に及ぼすことを認めている。

この先例を踏襲しつつ、差押え債権者との競合の事案で異なる規範を採用したのが、4年後の〔判例⑦〕Rochester Distilling Co. v. Rasey 事件判決（以下、⑦ Rochester 事件と呼ぶ⁽⁴⁵⁾）であった。

1890年4月、DがP1のために借地上に、その後に植栽され収穫されるべき将来の収穫物を目的物とする動産モーゲージを設定した。同年7月5日、一般債権者P2（原告）が当該生育中の収穫物の差押令状を得て、執行官が目的物を差押え公売に付し、P2がそれを買受けた。7月15日、P1がモーゲージを実行し、通知のうえ、生育中の収穫物を買受人B（被告）に売却した。Bが収穫物の占有を取得したのに対して、P2が占有の回復を求めて本件訴訟を提起した。

(45) Rochester Distilling Co. v. Rasey, 37 N.E. 632 (1894). 角・前掲注(32) 56頁参照。

【判旨】判旨 (Gray 裁判官) は、動産モーゲージの先例を多数引き、分析したうえで、次のように説示する。「動産モーゲージの概念は、設定者の債務の担保のための、人的財産の移転 (conveyance) である。その譲渡は、当初条件付きであり、当該財産が受け戻されない場合には、所定の時間になると、絶対的になる。また、制定法により、所定の方法で登記されている場合にのみ、設定者の債権者らに対するものとして有効になる。その制定法は、登記を「即時の引渡し」ないし「目的物の現実の継続的な占有の移転」の代替として規定している。思うに、このような規定は、存在しない物 (thing) の上の動産モーゲージという考え方を排除しているように思われる。あるいは、そのような制度は、その後取得された財産上の差押え債権者 (an attaching or an execution creditor) のリーエンに優先しうるものとして作用する。本件の動産モーゲージについては、単に財産が出現したときにリーエンを付与する未履行の合意としてのものであるから、それを現実の債権者らに対するものとして有効なリーエンにするためになんらかの追加的な行為が必要とされる。しかし、当事者による、そのような現実のリーエンを生じさせるための担保についての追加的な行為はみられない。そして、農産物上の強制執行の差押えがその占有を所有者からシェリフに移転する作用をもたらした。シェリフの占有に対して、モーゲージ権者のエクイティは、いかなる目的についても効果がない (unavailing)。2人の債権者の間では、だれが債権の満足のために収穫物を所有する法的権利取得したのかの (優劣の) 問題であり、モーゲージ権者の収穫物上のエクイティ上の権利は、判決債権者の差押えによって、破られている。」

これらの判例により、NY州法は、ファイリング登記のなされた爾後取得財産上の動産モーゲージについて、後発の善意有償取得者との関係では、追加的な公示の具備を必要とせず、対抗できるのに対し、差押え債権者などのリーエン債権者との関係では、追加的な公示なくしては対抗できないという規範を採用するに至っていたことになる。⁽⁴⁶⁾

(46) 後の学説であるが、Gilmore教授は、NY州法の規範を、「偶発的であり、他

(b) 破産法上の処遇

もう一つの前提として、当時の破産法における、爾後取得財産の特殊な処遇⁽⁴⁷⁾について触れておく必要がある。

この類型的先例が出たのは、1938年の改正（いわゆるチャンドラー法による）前の連邦破産法第60条⁽⁴⁸⁾の適用のある事案であった。次のような規定である。

(a) 破産者は、次の場合に、偏頗行為をなしたとみなされる。もし、支払い不能に陥り、破産手続開始前4か月以内に、あるいは、破産手続開始後から破産宣告前の間に、いずれかの者のためにその破産者に対する判決を生じさせあるいは受け入れる場合、あるいは、破産者の財産のいずれかを移転し、かような判決ないし財産移転の効果が、いずれかの債権者が同順位（same class）の他の債権者よりも破産者の債務の多くの割合を獲得せしめる場合である。偏頗行為が譲渡による場合、4か月の期間は、法律上登記が求められあるいは認められている譲渡の場合、譲渡の登記の後4か月が経過するまで消滅しない。

(b) 破産者が、第三者のために破産者に対する判決を得た場合、あるいは、破産者の財産の譲渡を為した場合で、かつ、譲渡、法律上登記が要求されている譲渡についてはその登記、ないし判決の時点で、かつ、破産手続開始前4か月以内、あるいは、開始後破産宣告前である場合、破産者は支払い不能

のどこにも追従されなかったと思われる」と評している。これは、判例法上の不動産定着物の法理に照らすと、Rochester 事件の事案におけるような、未植栽の植物の収穫物であっても、ファイリング登記のされたモーゲージの設定者の占有を介して潜在的な占有（potential possession）があったといえるため、追加的な公示を必要としないはずのところ、Gray 裁判官が独自の見解を取り、それが先例とされたためだという理解による。また、爾後取得財産上のモーゲージの優先に、競合する債権者の差押え前の、追加的な行為を必要とするという規範のもとでも、洗練された動産担保取引では、日々の監視を通じて、発生後にファイリング登記が可能であったとの理解も示されている。See, 1 GILMORE, *supra* note 34, at 37-38.

(47) わが国の先行研究として、谷口安平「浮遊担保と否認権」88巻4=5〜6号156頁（1971年）158頁以下、角・前掲注（32）56頁がある。

(48) 11 U.S.C.A. §96 (1934).

に陥っており、その判決ないし譲渡は、偏頗行為となる。そして、偏頗行為を受けた者、あるいは、それによる受益者となるべき者、その代理人は、その判決の執行ないし譲渡が偏頗行為として作用し、それは管財人によって取り消されうるものであり、管財人はその者からその財産ないしその価値を取り戻しうると信ずべき合理的な理由がある。(以下裁判所の管轄について省略。)

この (b) 項の規定は、登記を要しあるいは許容されている譲渡については、その登記が破産手続開始の 4 か月前までになされていれば、爾後取得財産上の担保権の効力について、実体法上追加的な公示が求められている場合でも、偏頗行為による取消しの対象とはならないとも解釈できる。当時の学説は、このような解釈を「遡及 (relation-back)」説と呼んでいる。

なお、1938年法の改正では、同規定は、登記がなされている場合という規範を改め、「善意有償取得者や債権者が譲受人のよりも優先する権利を取得できない程度に完全な権利を取得している」場合という規範を置いて⁽⁴⁹⁾いる。これにより、4 か月前に登記があれば契約時に遡及するという理論は破棄されている。

もっとも、NY 州法における爾後取得財産上のエクイティ上のリーエンの解釈について、前掲⑦ Rochester 事件判決は、改正前破産法のもとで、(破産手続開始の 4 か月前までに追加的な公示がなかったことを理由に偏頗行為による否認を認めていることから) 遡及説によらない立場をとっていることになる。この立場は、改正後の破産法のもとでも、同様の結論を導くことになる。

以上のように、PPL§45によるファクターズ・リーエン法に投げかけられた問題は、動産モーゲージの法理を適用し、破産手続開始の 4 か月以上

(49) なお、「破産申立て前にそのような完全な権利を取得していない場合には、破産の直前に譲渡があったものとみなす」という効果を規定しているが、譲渡が手続開始前 4 か月以内におこなわれ、他の債権者よりも大きな割合の弁済を受ける結果になるのであれば偏頗行為であるとの規範は維持されているので、結局、偏頗行為になるということである。

前に同法所定の公示（掲示と登記）がなされている場合でも、その期間に追加的な公示としての担保権権者への引渡しが必要であれば、偏頗行為否認の対象になるのかどうか、という点であった。

（2）爾後取得財産上のPPL§45によるリーエン

破産事件における爾後取得財産上のPPL§45によるリーエンの処遇、すなわち、在庫商品たる爾後取得財産に先行して設定されたPPL§45によるリーエンと、目的物についての後発のリーエン債権者としての倒産管財人の対抗関係をめぐる先例は、前掲③ Irving-CFC 事件判決である。

同判決は、上述のように、SPが、「コンバーター」であるDが有する半製品や製品、受取勘定債権を目的物とするリーエンを取得し、PPL§45所定の通知書の登記と掲示をしていた事案である。

判旨は、目的物中、「1931年3月18日より前に60 Leonard Street（設定者の倉庫の住所）に置かれたすべての物品」上の担保権が有効であることを前提に、「3月18日以降に購入され引き渡された物品」について、異なる結論を導く。3月18日は、SPがDの支払い不能の事実を知ったと認定された日である。判旨は、（危機時期を認識する前になされた）担保契約の時点での対抗力を認めないものとして処遇した。

判旨は、問題を次のように整理する。「考慮されるべき残された問題は、ファクタリング契約はエクイティ上のリーエンを創出する、それゆえ、物品の現実の占有の取得が、破産の4か月以上前であった契約の日に遡及するというファクターの議論である」。前掲⑦ Rochester 事件判決を引き、「爾後取得財産上のモーゲージについては、次のルールが確立している。モーゲージは、目的物が出現したときに、その目的物上に、債権者（simple creditor）や悪意の買主に対して有効な、エクイティ上のリーエンを創出する。その権利は、差押え債権者が有する法定リーエンに対しては優先できない。また、破産管財人に対しても優先できない。破産管財人との関係については、モーゲージ権者が（目的物出現後に、追加的な行為として）占有を取得して（そ

れにより優先を主張しうる)も、モーゲージ設定者の破産後およびその(前)4か月以内に取得したのであれば、それはモーゲージ権者を救わない。〔爾後取得財産上のプレッジについても、NY州法のルールは同様であるように思われるが、ファクターは、両者に違いがある旨を主張している。瑕疵あるプレッジの場合、事後的な占有取得の日ではなく、契約日が、基準となるというのである。しかし、NY先例でこの主張を支持する根拠となるものはみあたらない〕。

要するに、爾後取得財産上のリーエンは、予め所定の公示を具備していても、設定者の危機時期を認識した後に、追加的な公示(担保権者の引揚による現実の占有)があっても、予めの公示に遡及する対抗力を認めないとする。これは、在庫商品における爾後取得財産についても、不動産上の定着物に関して展開されていたNY州の爾後取得財産上の動産モーゲージの法理を適用することを明確にしたものである。

(3) 爾後取得財産上の判例法によるリーエン

この問題については、もうひとつの先例がある。それは、PPL§45によって、存置が規定された判例法上のファクターズ・リーエンの、爾後取得財産上の効力である。先例は、〔判例⑧〕Irving Trust v. Linder 事件判決⁽⁵⁰⁾(以下、⑧ Linder 事件判決と呼ぶ)である。

D (Cliffloyd Manufacturing Company・破産債務者)は、繊維製品の商品を販売する業者であった。DはSP (Irving Trust)との間で、SPを“唯一のファクター”とし、SPのために「Dによって製造されあるいは取得されるすべての商品上にリーエンを与える」旨の担保契約が締結されていた。Dによる物品の販売は、SPの“仲介 (medium) を”通じて行われることになっていたが、SPによって行われるわけではなかった。契約書には、SPが“何時においても、(Dの商品について) 売買契約を締結する義務を負わ

(50) Irving Trust Co. v. B. Linder & Bro., 190 N.E. 332 (N.Y. 1934).

ない”旨が規定されており、さらに、“売却代金ないし契約の履行についての責任も負わない”旨が規定されていた。

B（顧客）らの信用は商品の引渡しの前承認されることになっており、SPは受取勘定債権の担保権者として、その数日間のBの信用リスクをとることになっていた。これについて、SPには、引渡し前にBが支払い不能ないし破産する場合に、その販売の承認を撤回する権利があり、破産裁判所の介入がない場合にはその受取勘定債権の保証を撤回する権利が留保されていた。SPは、Bらに対して、次の記載のあるインボイスを送付することになっていた。受取勘定債権がSPに支払われるべきこと、ただしSPは、Dに対してなされる支払い金をBから受領する旨の記載である。

また、SPは、Dのために帳簿付けを行い、受取勘定のSPへの送付と、送付されない受取勘定債権についてBのためにサービス業務とを行い、後者について回収金を約定手数料（commission）と費用を控除のうえBに支払うことになっていた。

さらに、SPは、Bのリクエストがあれば、譲渡され承認されている受取勘定債権の75%を超えない金額につき手数料（charge）を控除した額の融資を行うことになっていた。

以上の内容をもつ担保契約について、PPL§45所定の通知書の登記も、サインの掲示もなされていなかった。

1930年1月3日から1931年6月9日までの間に、SPはDに対して与信を行った。1931年6月10日、Dの破産宣告があった。

【判旨】判旨（裁判官）は、前提として、改正前の1911年法のもとでは、SPが占有していない動産については、同法所定の通知書の登記と掲示がある場合にのみ有効であるのに対し、SPが占有している動産についてはコモロー上のリーエンが成立する。(b) 破産宣告の4か月以上前にSPが占有を開始している動産については、SPがリーエンを管財人に対抗できる。また、破産宣告前4か月以内に占有を開始した動産についても、当初の合意により占有権原を有していたために、破産管財人に対抗できるとする。⁽⁵¹⁾

(51) 本件判決は、1931年法のもとでPPL§45所定の公示方法が備わっていないこと

それに対して、(1) 1931年法による改正の趣旨は、ファクターは「すべての商品上に継続的なジェネラル・リーエンを取得する旨の契約をしている場合、占有の有無を問わず同法によりそのようなリーエンが与えられる」ということであるとし、それゆえ、(改正前はファクターが占有していない動産についてのみ PPL§45の適用があったにすぎないのに対し) ファクターが占有している場合にも、PPL§45所定の通知書の登記とサインの掲示がない限り、有効なリーエンを取得しえないと説示。また、同改正法が「コモロー上のファクターズ・リーエンを排除するものではない」と規定している趣旨について、そのようなファクターとは、コモローで認められていたようなファクターが委託販売を行っている「通常ファクター (ordinary factor)」である場合に限られるのだと説示。(2) このように解すべき「説得的な理由 (cogent reason)」として、破産手続上の処遇を挙げる。改正前の処遇では、「債権者らが、商品は占有者に帰属しており何らな担保に復さないものと信じて与信していたにもかかわらず、破産前4か月以内にファクターが目的物を占有することで、それらの財産を債権者らの手の届かないところに置いてしまう」結果になったのを、これにより是正する趣旨であったとする。

(4) 1934年改正法による部分的修正

以上の判例の展開を受け、NY州は、1935年に、PPL§45の改正を行っている。その趣旨は、前掲③ Linder 事件判決が提示した規範の是正であった。

ファクターその他のリーエン権者、ないし、そのような者の勘定のための第三者が、物品および商品の占有を有すべき場合、ファクターその他のリーエン権者は、本条所定の通知書の登記およびサインの掲示を伴わずして、本

を理由に担保権の効力を否定された事案であるために、この部分の説示は傍論である。しかし、当時の破産法の理解として、遡及が認められるとの説示は、前掲③ Irving-CFC 事件判決の立場と相いれない。NY州内の裁判官の間でも考え方がわかかれていたことがうかがわれる。なお、当時の議論状況について、角・前掲注(32) 65頁。

条第1パラグラフ所定の継続的な一般リーエンを有する。

要するに、ファクターが目的物を占有している場合には、その現実の占有によって、追加的な公示を具備しているのであり、重ねて、予めの登記と掲示がなければ、爾後取得財産上の担保権を対抗できないわけではない、との規範を明文規定したものである。

もともと、この規定は、倒産手続前4か月以内に、新たに設定者が取得し、担保権者の占有に置かれた動産について、倒産法上の否認の対象となるのかどうかについて、新たな規範を提供するものではなかった。⁽⁵²⁾

4. 処分授權による無効の規定

(1) 前提

NY州法は、19世紀半ば以来、動産モーゲージについて、登記による公示の有無とは別に、設定者による処分を認める動産モーゲージは、法律上の詐欺であるというルールを採用してきた。

さらに、受取勘定債権については、著名な前掲⁽⁵³⁾④ Benedict 事件判決が、担保の目的でなされた債権譲渡について、いわゆるドミニオンの法理を説示していた。本件は、簡潔にいうと、カーペット販売業者Dが現在および将来保有する受取勘定債権を目的物とする非通知型の譲渡担保について、Dの破産管財人が詐欺的譲渡による無効を主張し、担保権者SPが回収した金銭の回復を請求した事案である。

判旨（Brandeis 裁判官）は、本件受取勘定債権上の担保権が、法律上の詐欺であると判示した。すなわち、動産モーゲージについて多数存在する先例、すなわち、設定者に処分授權を留める非占有型担保権は、登記による公示の有無を別にして、善意有償取得および設定者の債権者に対する詐

(52) See, Report, *supra* note 36, at 509.

(53) 角・前掲注(32)92頁、森田・前掲注(2)35頁等。筆者もかつて検討を試みた。拙稿「アメリカ統一商事法典第9編における浮動担保制度の史的考察(1)」早法79巻2号57頁(2004年)64頁以下。本稿では、概要の紹介にとどめる。

欺にあたるとする規範が、受取勘定債権についても妥当するというのである。もっとも、動産モーゲージでは、上記の「法律上の詐欺」の理由は、同法における対抗関係の規律と同源の「詐欺の推定」理論と関連付けて説明されてきたところ、⁽⁵⁴⁾同一の規範が、占有の態様という説明になじみにくい無体財産についても妥当するとの結論を導くために、異なる説明が可能であることを示すものであった。すなわち、目的物の支配（ドミニオン）が設定者にある間は、担保目的での財産権の移転がないので、無権利法理により、法律上の詐欺と同一の結論が導かれるという説明である。

じつは、前掲④ Benedict 事件判決において、Brandeis 裁判官は、その脚注において、1911年法における PPL§45を前提に、NY 州の動産モーゲージのルールに関して、次のように付記していた。

NY 州の PPL§45は、爾後取得財産たる動産およびそのような商品の売却の結果生じる受取勘定債権を含む、在庫商品上に、ジェネラル・リーエンないしフローティング・チャージの設定を認めている。その規定によれば、このリーエンないしチャージは、いくつかの形式性が充足され、詳細なファイリングに関する規定が遵守されれば、債権者らに対して有効である。条件[たとえば、ファイリングとポスティング]が実施されている場合、同条が“モーゲージ設定者による、自身の利益のために目的物の売却を行う権限を伴う占有の留保が、債権者らに対するものとして詐欺である”というルールを排除する (do away with) と解することも可能である。

この注記の解釈について、学説には、PPL§45によるリーエンについて、必ずしも、処分授權の事実から「法律上の詐欺」が認定される可能性が排除されたわけではないとの見解もあつた。⁽⁵⁵⁾

しかし、後に Gilmore 教授が指摘しているように、少なくとも、動産およびそのプロシーズである受取勘定債権上の PPL§45によるリーエンに

(54) 拙稿・前掲注(4) 90頁以下参照。

(55) See, Zinman, *supra* note 7, at 91.

ついて、担保権者であるファクターが委託販売を行っていない事案で、設定者に処分権限が留保されている場合にも、それが法律上の詐欺にあたる⁽⁵⁶⁾という主張をする事案は出現しなかったのである。

（２）債権譲渡についての改正

もともと、担保目的の債権譲渡については、Benedict 判決の理論に依拠して、法律上の詐欺を認めた事案が出現する。[判例⑨] Lee v. State Bank & Trust Co. 事件判決⁽⁵⁷⁾である。

担保目的で行われた、35本の受取勘定債権の譲渡が行われていたが、1927年4月26日に譲渡人たる担保権設定謝 D が破産宣告に至り、管財人が詐欺的譲渡であると主張した。問題とされたのは、譲渡人が代金につき受取勘定債権を取得した商品売買について、買主から商品が返却されたのち、それを転売した行為であった。

なお、この債権譲渡によって PPL§45 によるリーエンの成立を観念しているという主張は見られない。（上述のように、受取勘定債権の担保目的の譲渡については、PPL§45 においても、正式な債権譲渡によってリーエンが認められる。）

【判旨】判旨（Mack 巡回区裁判官）は、次のように説示し、「債権担保の目的での未払いの受取勘定債権の譲渡は、いろいろな点で、動産のモーゲージや質権とは異なっている。理論的には、債権のコモンロー上の権利は譲渡され得ない。仮に、かつて考えられていたように、モーゲージ目的物たる動産の完全なコントロールを保持していることを理由とするフロードの非難が、表見的所有権の理論にのみ基づいているのだとすれば、それは受取勘定債権の譲渡には適用され得ないということになろう。しかし、前掲④ Benedict 事件判決 を引き、Supreme Court は、上訴審で、譲渡人が譲渡対象の受取勘定債権のコントロールを保持する旨の合意を含む NY 州の事案で、上記

(56) See, 1 GILMORE, *supra* note 34, at 137-38.

(57) Lee v. State Bank & Trust Co., 38 F.2d 45 (2d Cir. 1930). 角・前掲注 (32) 96 頁参照。

ルールが“留保された占有を理由とする表見的な所有権に依拠しているのではなく、留保されたドミニオンを理由とする所有権の不存在に依拠している。それは詐欺の推定を生じさせるわけではない。ドミニオンの留保が有効なタイトルの処分およびリーエンの設定と相いれないために、確定的に詐欺を推定するのである”旨を説示し」、また、このようにとらえれば、動産上の担保と債権上の担保で差がないことが説示されている。さらに、Potts v. Hart 事件判決を引き、「処分権の留保が譲渡される財産の一部にとどまる場合であっても、譲渡全体が無効になる」とする。

本判決で、PPL§45によるリーエンの有効性が直接争われたわけではない。非通知型の債権譲渡による担保権の有効性が争われている。しかし、受取勘定債権について、返品された商品の再処分が、継続的な取引によって発生した受取勘定債権上のリーエンについて、「法律上の詐欺」を生じさせうるという規範は、前掲④ Benedict 事件判決の注記とは異なり、PPL§45によるファクターズ・リーエンに、「法律上の詐欺」が該当するリスクを、改めて実務家に認識させる結果となった。

(3) 1943年改正法による部分的修正

これを受けて、PPL§45の一部を改正する1943年改正法が立法された。次のような規定が加えられたのである。

売却ないし一部の売却がなされた商品が、受取勘定債権の債務者から、その譲渡人に返却され、その後、譲渡人自身の財産であるかのように取り扱われている場合、あるいは、譲渡人が受取勘定債権の債務者に対して与信・手当・控除を提供している場合、受取勘定債権の残額上のリーエン権者ないし譲受人のリーエンおよび、その譲渡人により譲受人に譲渡されている他のあらゆる受取勘定債権上の権利ないしリーエンは、無効にならない (shall not be invalidated)。これは、譲受人が譲渡人の上記行為について同意をしているか否か、認識を有しているかを問わない。

この規定は、受取勘定債権上のファクターズ・リーエンに関するもので、動産上のリーエンには直接適用されない。もっとも、判例上表れたリスクを立法によって解決した結果、上述のように、ファクターズ・リーエンが目的物の処分を理由に「法律上の詐欺」だとされる事案は、以降現れ⁽⁵⁸⁾なかったのである。

IV 結語

NY州のPPL§45は、1911年法以来一貫して、リーエン権者の名前と住所、リーエン設定者の名前、目的物の一般的な性質（general character）、設定者が認識している設定者の有する権利のみを記載内容とする通知書を、目的物の保管場所とリーエン権者の本店住所所在地のタウンないしシティの登記所にファイリング登記することを求めている（II. 2. (3)）。

この意味で、ファクターズ・リーエンの制定法であるNY州PPL§45は、たしかに、ノーティス・ファイリングを採用した全米で最初期の制定法である。しかし、それは、後のUCC第9編に見られるような、ファースト・トゥ・ファイルの規範のために開発された制度ではなかったということが明らかである。

PPL§45における、ファイル登記の要件は、当初、寄託販売を行う問屋であるファクターに認められる、法定担保物権について、担保権者たる受寄者が占有をすることができない動産についても、担保権の有効性を承認するための要件として導入されたものであった（II. 2. (1)～(3)）。後には、担保権者が委託販売を行っておらず、それゆえ伝統的なファクター（＝問屋）の概念に該当しないにも関わらず、ファクターズ・リーエンの成立を認めるために、当事者の約定によって設定される制定法上のリーエンの構成をとるに至り、ノーティス・ファイリングは、目的物の所在場所に掲示されるサインと共に、その合意によるリーエンの有効要件としての

(58) See, 1 GILMORE, *supra* note 34, at 137-38.

公示としての性質を持つようになった(Ⅱ. 4. (1)、(2))。

場所的要件は次第に緩和され、1954年改正によって、保管場所上のサインの掲示という公示要件が削除されるに至る(Ⅱ. 4. (3))。この意味では、PPL§45は、まさに、ノーティス・ファイリングを公示とする担保権に関する最初の制定法であった。

しかし、その公示による対抗関係の規律は、動産上のリーエンについては、動産モーゲージの法理を維持し、受取勘定債権上のリーエンについては担保目的の債権譲渡の法理を包摂するものであった(Ⅲ. 1. (1)~(3))。このことは、流動財産上の担保権として当然に問題となる爾後取得財産上の担保権の対抗力についても、同様であった(Ⅲ. 3. (1)、(2))。

もっとも、この時代に、後の UCC 第 9 編につながるいくつかの考え方が加えられたと見るべきである。重要な点は、2つである。

ひとつは、PPL§45によるファクターズ・リーエンと、リーエン債権者(差押債権者・倒産管財人)との対抗関係の規範について、動産モーゲージの法理を脱し、適法な公示のある担保権の成立と、リーエン債権者の地位取得(差押え・倒産事件開始)時の先後を優先規範とする解釈が、判例で採用されたことである(Ⅲ. 2. (1)、(2))。

もうひとつは、設定者への処分授權のある非占有担保を「法律上の詐欺」とみるルールについて、受取勘定債権上のリーエンについては改正立法をも辞さず、妥当しないのだという実務的なコンセンサスを獲得した点である(Ⅲ. 4. (1)~(3))。

これらの点は、やがて、UCC 第 9 編の起草過程で、現行法の考え方のいわば先例的な役割を果たすことになる。

動産担保法の対抗関係の規律という観点からは、UTRA や UCC 第 9 編の初期草案とともに、19世紀に形成された初期の理論と、UCC 第 9 編によって採用された現行法の端境期の展開を示すものであり、在庫商品の担保化のためにノーティス・ファイリング制度を導入するという立法展開

が、一機に米国の動産債権担保法の現代化を生じさせたものともでは言えないことを示す歴史の一断面であろう。

*本稿は、JSPS 科研費（23K01203）の助成を受けた研究成果の一部である。